

## 意見書案第 1 2 号

パレスチナ問題での国連決議推進のために、日本政府は尽力  
することを求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

提 出 者    中間市議会議員    田 口 澄 雄

賛 成 者    中間市議会議員    柴 田 芳 信

パレスチナ問題での国連決議推進のために、  
日本政府は尽力することを求める意見書

10月7日のイスラム組織ハマスのイスラエルへの攻撃に端を発した、イスラエルの軍事行動で、ガザ地区での死者は1万1千人を超え、事態は、ますます深刻さを増しています。

中でも数多くの子どもたちが死傷しているガザ地区の状況は、一刻も早い問題解決が望まれます。

国連では、このことから、「敵対行為の停止につながる即時かつ持続的な人道的休戦」を求める決議を、121カ国の賛成多数で可決しました。

アメリカを含む、14カ国が反対をし、わが国は、44カ国の棄権国の一つとなっています。

反対国の理由は、イスラエルの自衛権を口実とするものですが、イスラエルのとっている行動は、明らかに国連憲章・国際法違反であり、自衛権という言葉は、通用するものではありません。また、棄権という我が国の態度も、説明のつくものではありません。

我が国は、かつての戦争の反省から、新しい憲法の前文で、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。」、「自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」と謳い、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること」を誓っています。

であるならば、この平和憲法を有する我が国こそ、こうした相手国の存在を無視した戦争状態を一刻も早く辞めさせ、双方の和解のために全力を尽くすべきです。

パレスチナ・ハマスの攻撃のみの批判という一国に偏した態度をとるのではなく、国連決議に示されているような、当事国双方が、無用な攻撃をやめるよう、その間に入って尽力を尽くすべきだと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月14日

中間市議会

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
外務大臣 上川 陽子 様